ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare



労働保険の誤解を正解に。



労働保険

労災保険 ＋ **雇用保険**

従業員が少ないから、アルバイトだからといって、労働保険に入らなくていいわけではありません。雇用形態にかかわらず、一人でも雇ったら加入手続きが必要です。「うちは大丈夫」と思い込まず、今一度確認を。

電子申請なら24時間、365日いつでも手続可能！口座振替納付も便利

詳しくは、所轄の都道府県労働局、労働基準監督署、公共職業安定所（ハローワーク）へご相談ください。

厚生労働省ホームページ　https://www.mhlw.go.jp

労働保険特設サイト　または二次元コードから▶

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署・公共職業安定所・(一社)全国労働保険事務組合連合会・全国社会保険労務士会連合会